建設未来フォーラム採録

~契約から帳簿まで完全ペーパーレス実現のために~

日刊

今からでも遅くない!改下

主催:日刊建設工業新聞社/協賛:コンストラクション・イーシー・ドットコム

22年1月から改正法施行

22年4月1日から記入する帳簿 業年度から (3月決算の企業は 法施行によって、

事前承認制度 ナ保存については、22年1 が廃止され、 ①承認制度の廃止 以降に保存する国 の適用期間は、 入が可能になる。 22年1月の改正電子帳簿保存 月1日以降に開始する事 書類デ 速やかな電子保存 ータとスキャ 承認制度廃

④電子取引データ保存の厳格化 は▽タイムスタンプ付与後のデ 処理規程の備え付け 約2カ月以内にタイムスタンプ ータ授受▽取引データ授受後、 電子取引データの取り扱

五つの項目が挙げられる。 ◆大幅改正五つのポイント 今回の改正のポイントとして

として、業務が適正化・効率化 仮は電子書類を電子保存するこ →電子) 和。 理要件の廃止▽検索要件の る。 の要件緩和

前の保存要件とほぼ同じ) たす帳簿などが優良電子帳簿に ムスタンプの緩和▽適正事務処 緩和された。緩和内容は▽タイ の優遇措置を受けることができ 過少申告加算税の 区分される。 国税関係書類のスキャナ保存 ナ保存の要件が大幅に を満

ととなる(電子

か主流だった(紙→電子)

に取引関係書類の電子デー

書面で作成・授受

国税関係帳簿書類とは

国税関係帳簿書類は国税関係帳簿 (仕訳帳、売り上げ台帳など) と国税 関係書類(決算関係書類、取引関係書 類)、電子取引に分類される。相手か ら受領する領収書や請求書は、電子保 存のために書類のスキャンを行わなけ ればならない。メールなどで請求書の やりとりをしている場合、従来は取引 内容を書面に出力し保存することが許 容されていたが、22年1月以降、電子 データで取引したものは、電子保存し なければならなくなる。



ループ株式会社

改正電子帳簿保存法対策からでも遅くない!

契約から帳簿まで

レス実現のために

企業のコンストラクション・イ ますます加速化すると考えられる。 約・経理業務のペーパー 2022年1月、 改正電子帳簿保存法が施行される。これを契機に、 レス化が進み、 当紙面ではその内容を要約して紹介する。 シー・ドットコムと共同でウェビナー 日刊建設工業新聞社は11月10日、 建設業バックオフィスのDX化は

改正法にも対応 CEC.COMのソリューション

仔法だが、2022年1月に施 基準緩和されて

きた電子帳簿保

998年の施行から徐々に

る。

タの種類によって適用

日以降の電子取引に適用され

行される改正では大規模な改正

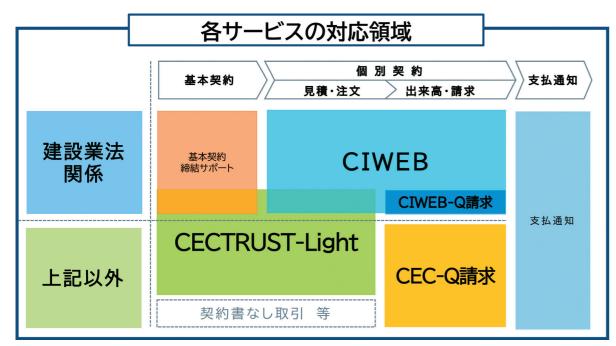
だ。
基準日が異なるため注意が必要

大幅改正の理由◆

②優良電子帳簿システム

特定の要件

改正

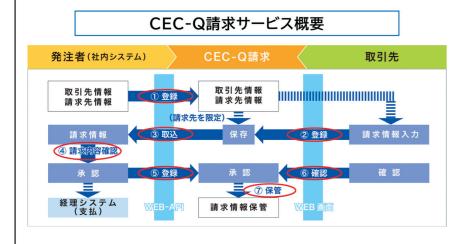


コンストラクション・イーシー・ドットコム(CEC.COM、東京都港区)は、 バックオフィスや事務処理など管理業務に特化したASP(アプリケーションサービス プロバイダ、インターネット経由でソフトウェアやソフトウェア稼働環境を提供する サービス)を提供している。中心サービスは建設業での完全ペーパーレスを実現するC IWEB(シーアイウェブ)と全産業で利用可能な電子契約に対応するCECTRUS T (シーイーシー・トラスト) 電子契約サービス、建設業法関連以外の電子請求を実現 するCEC-Q(シーイーシー・キュー)請求サービス。これらを活用することで、建 設業のバックオフィスのDX(デジタルトランスフォーメーション)が短期間で実現可 能だ。同社は、それぞれの企業の業務内容や要望を踏まえ、各社に適合した「建設業の バックオフィスのDX」を提供していく。

CEC-Q請求サービス

CEC-Q請求サービスは、CIWEBサービスで電子化した建設業法 関係以外のリースやレンタル、警備、産業廃棄物処理などの請求デー 夕を取引先から発注者へ送信する、建設業特化型のサービス。請求 データは容易に取り出し可能で、11年間保存される。CEC-Q請求 と発注者の社内システムをWEB-API(ウェブ・エーピーアイ、収 集したデータを外部提供する機能)で連携することで、取引先はWE B画面で請求情報の入力や発注者の承認結果の確認が可能となる。 発注者が事前登録した請求先に、許可された取引先のみが請求する ことができるため、誤請求を未然に防止。請求データは発注者の請 求先に送るため、見落とすリスクもない。取引先は、どの発注者へ も同じ形式で請求データを送信できる。

CEC-Q請求の利用に当たって、社内システムとWEB-APIの連携 が必要となり、システム構築にコストを要する。そこで、CEC.COM はCIWEBサービスにCEC-Q請求のデータを取り扱う機能「CIWEB -Q請求」を追加。CIWEBサービス利用発注者は微少な費用で完全 ペーパーレスの実現が可能となった。



CECTRUST-Lightサービス

電子証明書を利用した高い証明性、リモート署名が可能な利便 性を兼ね備えた当事者型電子契約サービス、CECTRUST-Light。 建設会社の注文・注文請書契約以外の資材購入や人材派遣契約、 I T契約など紙契約の電子化に貢献する。

同サービスの特長は大別して三つ。一つ目は、安全性と利便性 のバランス。会社の存在確認書類を提出すれば申し込みができる。 また、クラウドにログインして行うリモート署名を採用し、テレ ワーク中でも利用できる。建設業法で定める技術的基準へ適合し ているとして国土交通省の確認を得ている。二つ目は、容易性の 高い導入手続き。加入手続きはWEBで完結し、申し込みから2 ~3営業日中に利用可能となっている。三つ目は、信頼性を担保 する、CEC.COMの事業実績。2002年から電子契約サービスの提 供を開始し、現在は建設業だけでなく通信・交通産業界を中心と した幅広い業界の利用実績を持つ。年間約18万契約が締結・保管 され、今後さらなる契約増の加速化が想定される。

CECTRUST-Lightの特長

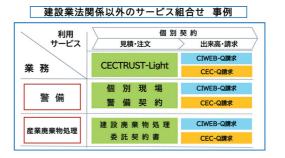
	A 社	CECTRUST-Light	D 社 E 社
電子証明書	あり	あり	なし
	特定認証	一般認証	
サービス種別	当事者型	当事者型	立会人型
署名方式	ローカル署名	リモート署名	リモート署名

ご質問・資料請求はCEC.COMのウェブサイトのお問い合わせフォームまで

CIWEBサービス

建設業は、建設業でのEDI(電子データ交換)基準「CI -NET」によって、見積もりから契約、出来高管理、請求ま で一貫で行っている。これを実現しているのがCEC.COMのC IWEBだ。同サービスは、発注者、受注者いずれも利用可能。 CI-NET登録企業の約8割が同サービスを利用している。

同サービスは、ヘルプデスクを始めとする充実した会員支 援が特長だ。発注者がCIWEB導入を検討する際は、CEC .COMが代理で取引先対応するメニューを用意。導入後は、 建設業務を熟知するCEC.COM社員が商取引データの活用方 法の検討をサポート。受注者の導入に当たっては安全性と容 易性の確保に注力する。操作講習会や e - ラーニングツール といった操作サポートも用意している。



株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム 【設立年月日】 2000年8月1日 【設立会社】 株式会社NTT データ

鹿島建設株式会社 清水建設株式会社 大成建設株式会社 朱式会社大林組 株式会社竹中工務店 日本オラクル株式会社

【主な事業内容】 「CIWEB」「CECTRUST-Light」「CEC-Q請求」等のASPサービスの提供

ec.com

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム

│建設業バックオフィスのDX │推進

CIWEB

〒105-0004 東京都港区新橋 2-6-2 新橋アイマークビル 7 階 https://www.construction-ec.com

個 別契約 請